

令和4年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立鞍手竜徳高等学校
課程又は教育部門	全日制

94

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることを鑑み、生徒が安心して学習や学校生活その他の教育活動に取り組むことのできる、いじめを生まない環境づくりを行う。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを見逃さず放置しないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響の重大さを十分に理解させる。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を最優先することを認識し、学校だけでなく、地域、家庭その他の関係者等との連携を図り、組織的かつ継続的にいじめ問題の克服に努める。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめはどの学校でも、どの生徒にも、また被害者にも加害者にもなりうる可能性がある事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止への取組みが重要となる。

また、未然防止の基本は、全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、基本的な生活習慣等を身に付け、集団の一員としての自覚や自身を育み互いに認め合える集団づくりと共に、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりを含め、教職員一丸となりより良い学校づくりを推進する。

(2) 未然防止のための取組

- 年度当初（4月中旬）全生徒を対象に定例家庭訪問を実施し、家庭との連携を図る。
 - 1、2学期当初（5月、9月）に学年拡大会議を実施し、学校生活及び家庭状況等の変化を含め、生徒の現状把握を行い、教職員の統一指導を図る。
- 「いじめに特化したアンケート（無記名又は記名）」又は「学校生活アンケート」を月1回、家庭用チェックリスト（年2回）、クラス担任による生徒に対する個人面談週間（年2回）、三者面談（年2回）、学校カウンセラー等による教育相談を実施し、生徒やその保護者がいじめ問題等を訴えやすい体制を整える。
- 公開授業週間（年1回）を実施し、教員相互の授業を参観し合うことで、より良い授業づ

くりへの工夫や授業改善を行い、全生徒の学力向上へと結びつける。

- 生徒指導強化週間（年3回程度）を実施し、身だしなみを整え集団の一員としての自覚や自信、母校愛を育むよう指導すると共に、教職員間の指導誤差を軽減し統一指導を図る。
- 全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめ問題に触れ、「いじめを絶対に許さない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。
- 発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図る。
- 上下関係、競技力の差異などを要因とする「ひやかし」・「からかい」のない環境で部活動を実施するために、部活動顧問は望ましい人間関係の形成や個性の伸長に基づいた活動内容及び用具・部室の使用方法を考案して指導を行う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処（①生徒のささいな変化に気付く、②気付いた情報を確実に共有する、情報に基づき速やかな対応をする）を前提とし、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、本校では、定期的なアンケート調査や教育相談等の実施、電話相談窓口の周知等、生徒が訴えやすい体制を整えると共に、家庭、地域と連携して生徒を見守る環境づくりを行う。

（2）いじめの早期発見のための措置

- 定期的に学校生活アンケート等、個人面談週間、教育相談等を実施することで、生徒やその保護者がいじめ問題等を訴えやすい体制を整える。
- 生徒の気になる変化、遊びやふざけにも見えるが気になる行為があった場合、教職員間の情報交換方法の確立を図り、教職員が知り得た情報を共有できる体制を整える。
- いじめに対する教職員の共通理解及び統一指導、ささいな兆候を見逃さない放置しない教職員のいじめに対する意識改革を図るため、外部講師等を含め校内における教職員研修会を実施する。
- 部活動指導員、非常勤講師等に対しても、指導を開始する前に対応策について周知する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、該当生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えな所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に

着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えば「表出できない生徒」やインターネット上やSNS等で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法の定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織(本校のいじめ問題対策委員会)へ情報共有することは必要となる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の生徒等からの相談に応じる者及び保護者は、生徒等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる生徒等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかにいじめ問題対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ問題対策委員会に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。また、いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職からFAXで第一報を行う。

各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

○ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応をし、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼をおいた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し取り組む。

○ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

○ 生徒や保護者から「いじめではないか」等の相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。

ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持ち、被害生徒や通報した生徒の安全を確保する。

○ いじめ等の疑いのある事案を把握した場合を発見、県教育委員会へ管理職からFAXで第一報を行う。次に「いじめ問題対策委員会」に直ちに報告し情報の共有を行う。その後は、「いじめ問題対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情確認をして、いじめの事実の有無の確認を行う。また、事実確認で知り得たいじめの度合いや状況によっては、クラス全員や関係クラス全員、部活動の部員全員等に対し、一斉家庭訪問による事情確認等を教職員全員で実施し、少しでも多くの情報を集め、被害生徒や通報した生徒の安全を確保する。いじめ問題対策委員会において情報共有を行った後は、その後の事実確認の結果については、県教育委員会へ報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡をする。

○ 学校の指導が加害生徒に対し、十分な効果を上げることが困難な場合は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認め、被害生徒を徹底的に守り通すという観点から、ためらうことなく直方警察署と相談し対処する。

- 被害生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに直方警察署に通報し、適切な援助を受ける。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- 被害生徒に対し事情確認を行う場合、被害生徒にも責任があるという考え方はあってはならない。「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、被害生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。被害生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できるだけ不安を除去する。
- 被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害生徒を支える体制をつくる。
- 被害生徒が安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じては加害生徒を出校停止や別室指導とし、状況に応じて被害生徒を自宅学習や出張授業などを行い、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、状況に応じて、福岡県教育委員会からの委嘱医である中村病院（精神科・心療内科）や学校カウンセラー、警察官経験者等の外部専門家の協力を得る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な声かけ等を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は適切に提供する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- 加害生徒からの事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- 事実関係を聴取したら、迅速に加害生徒の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携をして以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- 加害生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景などにも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。
- いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- 教育上必要があると認めたときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対し懲戒を加えることもある。
- いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、加害生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級全体での話し合いや全校集会、学年集会において、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を浸透させる。
- いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被

害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合は、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできる「プロバイダ責任制限法」に基づき、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに直方警察署に通報し、適切な援助を求める。
- 早期発見の観点から、県教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組など周知する。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについて理解を求めていく。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、本校のいじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。本校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめの解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。本校いじめ問題対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」と判断するのは、いじめ問題対策委員会での会議により校長が判断するが、「解消している」状態とは、あくまでも、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、本校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査（県知事への発生報告を必ず記載すること）

重大事態が発生した場合は、学校において「いじめ問題対策委員会」に報告するとともに、校長は速やかに福岡県教育委員会へ報告、福岡県教育委員会は福岡県知事へ、事態発生について報告する。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、福岡県教育委員会又は、学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる（重大事態への対応に当たっては、いじめを受けた生徒等やその保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること）。

（2）調査結果の提供及び報告（県知事への調査結果の報告を必ず記載すること）

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

第28条第2項において、「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と定められている。

学校は、被害生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのような対応をしたか）や調査結果に対する防止策・保護者所見について、被害生徒やその保護者に説明をする。この情報に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うものとする。

これらの情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないようにする。

質問票による調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

② 調査結果の報告

調査結果については、校長より福岡県教育委員会に報告し、教育委員会より福岡県知事に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえ、今後の同種の事態防止策として、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて福岡県知事に送付する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 「いじめ問題対策委員会」

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- 「いじめ問題対策委員会」は、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
- 「いじめ問題対策委員会」は、次のような役割を担う。
 - ア いじめの相談・通報の窓口
 - イ いじめ等に関する情報の収集と記録、共有
 - ウ いじめ等の情報に対し、緊急会議等の招集、情報の迅速な共有、関係生徒の事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携
 - エ 地域や家庭に対し、いじめ問題の重要性の認識を広める

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- 「いじめ問題対策委員会」は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う機能をもつ。
- 「いじめ問題対策委員会」は、調査を行うにあたり、次のことに留意する。
 - ア 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すること。
 - イ 調査は、民事・刑事上の責任追及又やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校自体に向き合うことで、当該事態への対処や同種の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標達成状況を評価する。学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。